

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) 幼稚園の学級編制の基準を引き下げること。
- (3) すべての小中学校に対して、専任のいじめ対策担当教諭を配置するため、定数上の措置とあわせ、必要な財政措置を講じること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実と、財政措置の拡充を図ること。
さらに、適応指導教室にスクールカウンセラーを配置するとともに、運営に係る財政支援を講じること。
- (4) 日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。
- (6) 大規模校における養護教諭の負担が過大となっていることを踏まえ、各校の実

情に応じて養護教諭を複数配置できるよう、配置基準を見直すこと。

- (7) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対する財政措置を講じること。
また、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、指導者の充実を図ること。
また、学校におけるICT環境整備に当たり、機器の整備、無線LAN基盤の構築、校務支援システムの導入及び維持管理に対する十分な財政措置を講じること。
- (8) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置改善を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (9) 部活動に係る教職員等の負担軽減を図る措置を講じること。
- (10) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (11) 非常勤講師の配置について、財政支援の復活及び拡充を図ること。
- (12) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (13) 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。
- (14) 地域における子どもの見守り活動を推進するため、スクールガードリーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。
- (15) 人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発等を推進するため、加配教員の充実を図ること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。
また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制を確立すること。
さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。
加えて、地方単独事業として配置している補助員等に対する財政措置を講じること。
- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特

別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。

- (3) 幼稚園において発達障害の症状の早期発見や発達障害の状況に応じた適切な支援を行うため、補助員等の配置等に係る財政措置を講じること。

また、幼稚園に特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育体制を整備すること。

- (4) 急増する発達障害のある児童生徒等への総合的な支援体制を構築するため、インクルーシブ教育システムの推進に係る財政支援措置を拡充すること。

- (5) 就労している保護者の負担軽減を図るため、特別支援学校に通う児童生徒の早朝受入れに必要な人的措置を講じること。

- (6) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。

4. 子どもの貧困対策等の推進について

- (1) すべての子どもの貧困対策を総合的に推進すること。

また、貧困による教育格差の解消等の喫緊の課題に対応するため、教職員の配置について、一層の措置を講じること。

さらに、貧困削減の数値目標及び計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む都市自治体に対する必要な財政措置を講じること。

- (2) 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。

また、幼児教育の無償化の実現に当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。

- (3) 意欲と能力のある学生が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、給付型奨学金の創設や奨学金の返還免除など、安心して学べる環境整備を行うこと。

また、独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、無利子貸与枠の対象拡大を図ること。

さらに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援を講じること。

- (4) 幼児教育の無償化に伴う幼児教育の需要拡大が想定され、幼稚園の速やかな整備が必要となることから、すべての事業者が同様の補助対象となる財政措置とあわせ、国有地の無償貸付け等の措置を講じること。

(5) 貧困状態にある子どもの教育機会を保障するため、扶養義務者間以外への教育資金贈与信託・公益信託制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

5. いじめ防止対策推進法等を踏まえた都市自治体の取組みを充実させるため、所要の財政措置を講じること。

また、学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の十分な支援策を講じること。

6. 小中一貫教育を行う義務教育学校制度の推進に当たり、必要かつ十分な教職員を配置するため、必要な措置を講じるとともに、地域の実情を踏まえて実施する設備整備について、財政措置の拡充を図ること。

7. 学校の統廃合に伴うスクールバスの購入・運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。

また、遠距離通学費補助制度における補助期間の延長や通学距離の基準の緩和、普通交付税算定基礎となる定員基準の緩和等、制度の拡充を図ること。

さらに、統廃合に伴う駐輪場整備に対する財政支援を講じること。

8. 保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担の在り方について検討すること。

9. 放課後子ども教室に係る補助制度については、地域の実情に応じた運営が行えるよう、十分な財政措置を講じること。

また、必要に応じて受益者負担を求めることができるよう、制度の弾力的な運用を認めること。

10. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度及び学校評議員制度の実施に係る財政支援措置を講じること。

11. 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を拡充するなど、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

12. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。
13. 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。
14. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。
15. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
16. 高等学校等就学支援金制度について、支給申請に係る手続きの簡素化を図ること。
17. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、財政措置等を講じること。
18. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について、対象範囲の拡大や給付金の増額など制度の拡充を図ること。
19. 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について、一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。
20. 文化財の保存等について
 - (1) 国は、文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組みを推進するとともに、地域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。

また、都市自治体が行う文化財保護・保存措置の経費に対する財政措置を講じること。

(2) 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。

また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。

21. 東日本大震災関係について

(1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭やスクールソーシャルワーカーも含めた加配の充実を図ること。

(2) 被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。